

## 令和元年度 第3回多摩市子ども・子育て会議 会議録

- 1 日時 令和元年9月5日(木) 18:30~20:00
- 2 場所 多摩市役所 301会議室
- 3 出席者 大日向委員(会長)、関岡委員、福島委員、岡添委員、島田委員、麻生委員、安藤委員、岩根委員、薄井委員、佐藤委員、櫻田委員、元井氏(関係者)  
※欠席者:高岡委員(副会長)、小畑委員、唐澤委員、永山委員

### 4 開会

- 会長 令和元年度第3回多摩市子ども・子育て会議をはじめます。本日の出席者を確認させていただきます。
- 事務局 本日、現時点で15名中9名(後11名)の出席となっており会議は成立いたします。配布資料の確認をさせていただきます。  
(配布資料の確認:審議資料1~2、報告資料1~2)
- 会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

### 5 審議

#### 【審議事項】

#### (1) 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について

- 会長 それでは、審議事項について事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局 (審議資料1-1、1-2の説明)
- 会長 ご意見・ご質問をいただく前に、若者に関する視点から、検討会ご関係の方のご発言をお願いしたいと思います。
- 関係者 ただいまご説明いただいた第3章から5章にかかるところですが、ここでは現実的な支援と課題が記載されていますが、特に4章の計画の目標値のところはピンと来ない感じがして、どうもピンと来ない感じがしています。一つひとつの項目についても、どういう意味があって、どれくらいのもを目標としているのかが分かりづらい部分があると思います。具体的な課題を見つけることも難しい問題ではあるのですが、現段階で書かれている中で、記載されている基本方針1~4の多角的な支援という目標に対して、引きこもりの相談件数が、年間43件あれば良いのか、何を目標として施策を展開するのか、ということが見えないので、ここはもっと検討するべきではないかと思っています。実際に子ども・若者に関する施策検討懇談会で議論している内容が、ここを重点に取り組むことを総論としています。今回の多摩市子ども・子育て会議の最後に報告書案として提出しますが、具体的な基本方針を掲げ、テーマをチャレンジとしています。チャレンジというのは、多摩市としての姿勢を打ち出したいということも掲げているものです。そういう意味で、足立区の取り組みに着目しました。ゲートキーパー制度とあって、区の職員の60%が初級資格者として資格を持っている。これは、住民が相談に来たときに、自殺につながりそうな兆候を見つけるための研修です。職員の60%が、この人は大丈夫か、と気づけるための研修の受講を足立区は積極的に行っています。チャレンジの目標設定をし、行動することで、実際に足立区では自殺者を減らしています。

教育も同じように朝ごはんを食べさせるということ、各小学校で始めていて、教育の質の向上も上がり、学力テストで全国平均を上回っています。このような取組みが本来、行うべきものと考えるとき、4章の計画の目標値について、本当に適当なのか、再考が必要だと思います。

○会長 事務局に確認ですが、先程、素案の素案なので、参考程度にみてほしいと言われたのは、4章も入るのでしょうか。

○事務局 3～5章については今回の会議で固めたいと考えています。

○会長 わかりました。そうしますと、今いただいたご意見をご検討いただくということになりますでしょうか。

○事務局 基本的に市でやれていないところを中心にご議論いただいたということで、足りていないところ、手をつけられていないところを、このようにすると、子ども・若者の育ちにより良くなるのではというご提案をいただいたところでもあります。一方で、やれていないところですが、毎年予算を確保しながらというところである程度、現実的な施策によりがちなのが、こちらの子ども・子育て支援事業計画のようになってまいります。より良い方向に持っていきたいという思いはあるのですが、今手がけていないものを新規で位置づけることは難しいところもあり、そのあたりを、課題として受け止めさせていただきながら、入れられる限りは入れていきたいと考えております。

○会長 委員の皆様からも、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員 基本方針は具体的な施策を、数値目標なども含めて、より実行性のある目標にしようということだと思うのですが、その基本方針がまだ固まっていない段階で、数値目標までを含めて、目指す姿を先に決めてしまうというところが難しいのではないかと思います。今日は基本方針を決めるのかと思ってそのところは頑張ってお読みしてきましたが、例えば基本方針のワークライフバランスの推進についてですが、女性が一方的にやらなければならないところを支援するところばかり手厚くて、男性も育児に参加しやすい環境づくりと書いてあるにも関わらず、男性の育児休業取得の推進の具体的な姿が見えない。となると、具体的な施策が変われば具体的な目標も変わってくるのではないかと思います。

○会長 ご意見いただいたとおりだと思いますので、基本方針のところも積極的にご意見いただければと思います。4章のところがとてもシンプルですが、基本方針と具体的な施策というものは表裏一体となるものかと思いますが、ページ数も指標も子ども・若者のところ以外にも、地域づくりでも、もう少しメニューがあるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 先ほど見ていただいた第2章では、基本方針が9つございまして、これは現計画の9つというところで、現計画がどのような取り組みをしてきたか、ということに記載しております。それに対して今回の計画では、大きく4つを基本方針としつつ、前回の9つの方針と同格のような位置づけでやっているのが、44ページの4つの基本方針に紐づく10の基本施策になります。このような整理をしながら章立て等を検討して、この形になっております。

○会長 先程もお話がありましたが、まだ素案ですので、11月のパブコメまで修正があると思いますし、具体的にもう少しここを、というものがありましたらご意見いただければ

ばと思います。

○委員 2章では、今までの取り組みを一旦整理して、こういう課題が残っているということだと思のですが、そこでは基本方針が9つあったのが、今回は4つにまとめるということでしょうか。4つにまとめて、それぞれの達成状況を指標として書くということですね。

○事務局 その通りで、基本方針が9つあったものを4つに整理しつつ、もう少し細かい柱として10の基本施策を設定しています。今の計画に9つある基本方針は、網羅する形をとっており、何かを省いているわけではありません。内容としては今回の10の基本施策に当てはまるように作っております。

○委員 たとえば、私たちの職場でも進まない、男性の育児休業取得水準というものを前回、基本方針の中で書いていたものが、今回この4つのどこに当てはまり、推進が進み具合の指標となるというものが見当たらないのですが、これは、まとめる中で無くなってしまったということでしょうか。

○事務局 前回の基本方針6の職業生活と家庭生活の両立というところは、今回の基本施策2―②安定した家庭生活に向けた支援という項目に入っております。66ページに施策13で多様な働き方の実現及び働き方の見直しという項目で、職業生活と家庭生活の両立の推進ということで、ワークライフバランスの記述があります。今行っている、あるいはこれから行う予定にしている、行わなければならないものをベースに作っていくということで、ワークライフバランスはこれからも推進していかなければならないものとしており、決して消えてはおりません。

○委員 具体的な施策というところでは、後の第5章にも書かれているけれども、第4章の基本方針で示されている指標というのは、全部網羅されていないが、ここだけは見えていきましょう、というような位置づけになるのでしょうか。

○事務局 考え方としては、前回9つあった基本方針を、今回の位置づけでは基本施策が同等のものとしております。それを大きなグループにまとめたのが4つの大きな基本方針であり、その代表的なものを指標として第4章に入れる形としているので、そこに入っているもの、目指すべきものを全て表記する、という作りにはしていません。4つの項目の代表的なものを入れているというところでご理解をいただきたいと思います。基本的には市全体の第5次総合計画の第3期基本計画が今年度4月に策定されていて、その総合計画と歩調を合わせながら、個別計画である子ども・子育て支援事業計画を作るというスタンスになります。同じ内容を基本的には書いているのに、違う目標を設定すると相違が生じますので、同じ目標を選んでいきます。

○委員 今の委員のお話を聞いていて、数値化の項目について、もう少し入れたほうがいいものを話し合う時間はあるのでしょうか。

○委員 9つを4つにしているのですが、実際に網羅されていないものがある、という意見が出ていますが、それに対してどのような対応ができるのか、答えがないと話が進みづらいと思います。

○事務局 基本方針だけを見ると、9つを4つにしたように見えてしまうのですが、意味合いとしては、9つが10になったとみていただきたい。現計画をお持ちであれば41ページに施策体系を書いているのですが、現計画では目指す姿と基本理念と基本方針

のところの基本方針が9つございます。今回の計画では、基本理念と基本方針と基本施策があつて、図としては同じような形で作っていて、9つの基本方針を今回は10の基本施策として整理したということになります。

○委員 指標の項目は今、仮とされていると思うので、それに対し、意見を出すことが今後できるのかと思ったところです。

○事務局 基本方針別の指標につきましては、事務局としては専門委員会あるいは推進本部で議論を進めてきたところもあり、これで固めたいという考えでおります。より良いものを作るために、ご意見いただきたいところではあります、それを反映させるかどうかはおまかせいただければと思います。

○会長 今回の計画で、基本方針というものを4つにまとめた理由と、基本方針と基本施策の違いをどうとらえておられるか、そこが明確になればよろしいかと思ひます。前回の基本方針というものは、方針よりも施策を上げているように思ひます。例えば、ワークライフバランスの推進についても、基本方針としてはむしろ子育て家庭の支援として、企業や行政で取組んでいく施策として考えることが出来るだろうと思ひます。前回ワークライフバランスが方針として上がっていますが、施策に近いものなので、施策に入れることが可能だと思ひます。逆に、今回の基本施策をみると、あまり施策に見えるものが上がっていないようにもみえます。ですので、ワークライフバランスは施策としてどこに入るのか、切れ目のない支援というものはどこなのか、少し言葉を足していかれたほうがいいのではないのでしょうか。前回の方針は、方針ではなく施策と一緒にしていたので、それを今回施策と方針に分けてまとめられたのは、一歩前進かと思ひます。一方で、施策の具体性が前回に比べて欠けてしまっていて、それが言葉が足りないと思われるところにつながっていますので、前回との整合を取っていただければと思ひますが、可能でしょうか。

○事務局 検討させていただきたいと思ひます。構成につきましては、今まで目指す姿としていたものを基本理念に、基本理念にしていたものを基本方針に、基本方針を基本施策に、という名称等の整理については、2月のこの子ども・子育て会議で章立てとともに、ご審議させていただいて、ご意見を頂きながら作ってきたものを基に今回上げさせていただいているところもあります。ここで大幅な変更という段階も過ぎておりますので、小さな変更にとどまる程度のより良い意見を頂ければと思ひます。

○会長 苦しいところだとは思ひますが、前回2月の時には、今回示していただいた方針が施策にといった構成が見えづらかったと思ひます。今回44ページのような表になったときに、これは施策にあたるのか、欠けているものはないか、という声が出ているので、施策のところの前回の基本方針で上がっているのに記載がないものについては、追記していただいたほうがより分かりやすいと思ひます。今回のまとめ方は、良い方向にシンプルになっていると思ひますが、大事なところがいくつか抜けているというご指摘とご理解いただいて、調整をいただければと思ひます。

○委員 例えば基本方針1の中で、専門的な知識及び技術を要する支援というものがありませんが、手前の振り返りの中でも専門的な知識及び技術を要する支援が繰り返し記載されています。今回の基本方針1の中にも、子どもの健やかな成長への支援の中では、そういう専門的な支援が必要だということが、書いてあるのですが、それを見る指標

がこれなのか、とってしまいます。この専門的な知識と指標となっている数値がダイレクトに結びつかなくて、専門的な知識や技術をそなえているということであれば、先ほどの足立区のような、資格を何パーセントとか、児童館の職員が何らかの資格を取ることがより指標としては適切ではないかと思います。ここはなぜ、この指標を用いているのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局 指標につきましては、基本施策をそれぞれ網羅する形は設定しておりません。代表的なものということで、子どもの健やかな成長への支援のところでは、今課題となっている子どもの居場所に対する指標を設定しています。数値的な目標については、もともと子ども・子育て支援事業計画の目的の1つが、5年間の子育て支援施策のサービス量の見込と確保量の見込みを提示するということとなっておりますので、確保量については、サービス別に6章にのせるということで作成しております。

○会長 基本施策1―①子育てのための支援の次で、基本施策1―②子どもの人権の尊重ですが、ページが飛んで51ページになって施策5の上についています。分かりにくいのではないのでしょうか。

○事務局 45ページの基本施策の1―①は44ページの基本施策1―①、45ページでその下の基本施策の1―②子どもの人権の尊重は51ページの基本施策1―②になります。基本方針ごとに○番号で基本施策の通し番号を振っています。さらに基本施策の下に分類される具体的な取り組みは基本施策ごとの番号ではなくて、全体の通し番号で入れている形になっています。

○委員 基本方針1―①では、児童館登録児童数の割合を58%を66%に上がった状態が良いという設定をしています。ここはどういうつながりで指標を見るのかということ、具体的に説明いただけますか。なぜ、登録の割合が上がると良いという判断になるのか、説明をいただきたいです。

○事務局 児童館に登録している児童数の割合で、分母を18歳未満の人口という形で算出しており、たくさんの方が児童館に登録していただいて、利用いただくことが、子どもの健やかな成長につながる支援ということで設定しています。前回の指標の項目と、多摩市第5次総合計画にも同様の指標が記されており、目標値として掲げられているものになります。多摩市第5次総合計画で10年後の目標値が出ており、その中で今回、2018年度の現状値から見たときに、2024年度の目標値を設定しているところです。

○委員 対象にしているのは児童だと思うのですが、分母は18歳未満になるのでしょうか。今、18歳までを分母にして58%が登録しているのでしょうか。それがまだ少なく、何かが進めばこの登録数が上がるということだと思うのですが、何が進んだら上がるのか、施策は何になるのでしょうか。例えば、小学生のところで登録率が低いので、そこが進めば上がるのではないかと、という前提のお話を聞ければ、今よりもっと上がったほうが良いと、納得もできる。ただ、児童だと学童クラブもあり、学童クラブに通っている子が増えれば児童館に行く子は減るのではないのでしょうか。

○委員 学童クラブと児童館については相関関係が無いので、減らないと考えます。

○委員 そういうことも含め、何がどうなると改善されるのか、目指して上がった状態を良い状態としているのか、ということ、一例としてお聞きしたかった。施設があるから利用してほしい、ということでは無いと思います。何らかの施策の裏づけで、結果

として良い状態という想定でパーセンテージを出されていると思うので、それを上げていただきたいと思います。

○事務局 利用者数もひとつの指標になるかと思うのですが、今回は現在の計画にもあるように、児童数の割合で踏襲していくべきであろうという中で、現状維持とさらに登録児童数の割合が増えれば、ということで66%としています。それがこの基本方針に結びついていくというように考えて、数値目標として掲げているということになります。

○事務局 基本的に多摩市で子どもの健やかな成長への支援ということで、目指す姿、子ども達がのびのびと、その子らしくという理想像を掲げていて、それを実現するために、どのような施策が効果的か、様々な取り組みを行っています。その中で、何を指標化するとより分かりやすくなるかというところで、総合計画との整合も図りながらということで、いくつか指標を設定しております。

専門的な支援の充実というところではまさに、児童虐待の通告先を知っていると回答した市民の割合というところで、専門的な支援を充実させていくためには、専門的な機関があるということを知っていただく必要があり、意外と子育て総合センターは市民に知られている割合が低く、3割いるかどうかという調査結果も出ていて、周知に力を入れた経緯もございます。そのために、まず専門的機関があるということを知っていただく、そのことで活用に繋げ、そして活用することで相談支援がより充実していくことを指標として考えています。

○委員 基本方針1の指標③については分かりました。しかし別の指標、例えば放課後子ども教室の参加数で、これと児童館の参加数は、両方とも時間帯も同じ事業になります。他にも、子ども食堂やいろんな施設を推進であるとか、地域で頑張るとか、その数値が上がるのが本当に幸せなのでしょうか。参加者ではなく、登録者数を上げるということなので、100%になれば良いのかということ、そうではないと思います。

○委員 我が家の子どもたちは児童館に登録していますが、遊ぶ場所としては、自宅から遠く、利用していないのが実情です。実際に公園や家など様々な場所で遊んでいます。むしろ公園がもう少し充実したら良いとか、野球をできる環境ができれば良いと思います。ニーズとして登録者数が増えることが良いことなのかは疑問です。子どもたちが実際にどういう所で遊んでいるのかということも知っていただきたいと思います。

○事務局 市の方向性としては、児童館も今後有効的に使っていきたいという施策的な考えもあります。また、なぜ児童館の役割を今後重視していくのかということについては、子ども・若者に関する施策検討懇談会の中でも、今、中高生に対して、支援が薄いのではないかという話が出ています。欧米ではユースワーカーという専門的な相談員を置いて、引きこもりや不登校への支援を行っています。児童館には引きこもりの子がたまに来所することもあります。そういう面からも今後、有効活用していくべきだろうという提言を懇談会の中でもいただいています。一ノ宮、永山、唐木田児童館については、中高生重点館という位置づけにされております。児童館という機能を、子どもだけではなく、若者をターゲットにして有効に活用できないか、という施策を考えた時に、市の方向性の一つとして児童館の登録者数を上げていくことを考えています。

○会長           いろいろとご議論いただいている、委員の皆様のご意見ももつともだと思います。ここで数値を出さなくてもいいのではないのでしょうか。つまり、目指す姿というのをもう少し質的に記載してもいいのではないのでしょうか。なぜ66%なのか、という根拠が分からないのだとすれば、今おっしゃられたように、思春期の子ども達のニーズに合った、重点地区の児童館で、児童館の機能を最大限に生かしたような活用を目指すというような、定量的ではなく、質的な記述のほうがいいのではないのでしょうか。しかも、すべての基本施策に応じた指標が出ているわけではないので、分かりにくくなっています。確保方策の方できちんと数値を示していただき、基本方針の目指す姿と、そこに向けた達成の道筋とか、市としてのあるべき姿については、定性的にお書きいただいたほうが、良いのではないかと思います。ここは少し、ご検討いただければと思います。

## (2) 令和元年度以降の待機児童対策（追加）について

○会長           それでは、審議事項2について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局       (審議資料2の説明)

○会長           ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。特に無いようですので、この審議事項については、ご了承いただいたということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

## 【報告事項】

### (1) 令和元年度「児童館直接来館」試行実施について

○会長           それでは、報告事項1について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局       (報告資料1の説明)

○会長           ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員           学童クラブに入れなかった子どものランドセル来館、という施策があると思うのですが、それと同じものという理解でよろしいでしょうか。

○事務局       ランドセル来館とは別になります。ランドセル来館は、待機児童対策の一環として行っているものであって、学校から直接児童館に来ていただく、ということで学童クラブの代わりということで行っています。今回の直接来館については、待機児童でなくても、児童館を直接利用したい方について、行うものとなります。

○委員           施策が違うのは分かるんですが、内容としては違うのでしょうか。

○事務局       内容については、ランドセル来館だと出欠を取り、児童が来館しているかどうかの確認をします。一方の直接来館は、普通の利用者と同じ対応になるので、出欠を取ることはありません。

○委員           これは、希望した子どもはみんな利用出来るのでしょうか。

○事務局       利用上のルールを保護者の方にお伝えして、保護者の了解のもとに希望した方は利用いただけるものになります。

○委員           人数などは関係ないのでしょうか。

○事務局       今のところ定員は設けていないのですが、試行実施期間ということで、実際にどれくらいの利用があるのかというところで、今後検証する必要があるかと考えています。

- 委員 帰宅時間や方法、途中外出は自己管理となっていますが、今、児童館は何時まで居られるのでしょうか。
- 事務局 児童館によって開館時間が異なりますが、小学生は午後6時までとなっています。
- 委員 冬になると、夕方は早く暗くなりますし、誰が来ているか出欠を確認していない子ども達ということは、親が児童館に確実にしているか把握をしていなければならないと思います。そのあたりの所在責任は、親になるとは思いますが、保険の対象にならないこともあり、何かあった時の危険性の心配があります。皆が携帯電話を持っていたらいいのかもしれませんが、そういうわけにもいかないでしょうから、そこは少し心配ではあります。
- 事務局 ご心配いただいている点についても、理解はしているのですが、一般来館者については、通常一度家に帰ってから来ていただく、ということで、そこは通常の利用と同様ということで考えています。
- 委員 利用が増える可能性もあるので、遅く帰る子どもが増えるとなると、不審者などのリスクの可能性があるのかと思います。だからといって、やらなくていいというわけでは無いのですが、そういうことも考えておいたほうがいいと思います。
- 事務局 不審者情報などが出れば、児童館のほうでも職員が見回りをしたりというようなところは対応として考えられると思います。遅くなる、暗くなっているという時には、職員からも子ども達に声かけをして、なるべく早く帰るように促して行きたいと思っています。
- 委員 不審者メールについて、私も登録しているのですが、意外と前の日のものが翌日に入ってくることが多くて、情報が出た時点で、登録している保護者に配信していただけると助かるのですが。その日の4時に発生したとして、4時の時点でこういうことが発生しましたよ、という情報の配信が無い状態です。前日の情報が今来ても、と思うことが多いので、親としては心配になるところです。それと、児童館の直接来館ですが、普通の子も達が児童館に登録すると、1年間で更新になります。直接来館は、1年間の更新なのか、月々の更新なのか、それによってもやり方がいろいろあると思います。この場合は1年更新で児童館として登録していくのか、随時登録するのかが分からなかったのを教えていただけますか。
- 事務局 登録に関しては、試行実施の登録票があるのですが、これを年度に1回出していただくことで考えています。
- 不審者情報の配信のタイミングということでご指摘いただいたのですが、警察から情報が入って、市の防災安全課から配信しているという流れになっており、その過程の中で時間的なずれが出たりということが考えられると思います。そのあたりについては、防災安全課にも確認をしてみたいと思います。
- 委員 児童館直接来館ですが、年度末まで行い、本格実施に向けて必要性の有無を検討する期間はいつを想定していて、本格的に行うのはいつからになるのか、見通しは検討されているのでしょうか。議会の陳情の趣旨採択で年度途中開始、ということは分かるのですが、試行した後の計画はどのようになっているのでしょうか。
- 事務局 今月から試行期間が始まるのですが、年末くらいまでには概ね利用実態や業務量を把握して、それ以降に次年度以降どうしていくか、検証を行うということで考えてお

ります。

- 委員 本格実施となったときには、子ども・子育て会議とかで審議事項にはなるのでしょうか。
- 事務局 審議していただくかどうか、については今考えてはおりません。現在は、試行実施をします、ということでご報告させていただいたので、それを受けて利用状況と業務量を把握した上で、本格実施していくということは次年度以降に検討していきたいと思っております。
- 委員 保険の対象について、児童館は不特定多数の人が来るので、館内で事故が起こった場合はそれをカバーする保険があると思うのですが、それをあわせて書かないと、保護者に連絡する際に、保険は使えません、となると安心して遊びに行かせられないになってしまうので、そのあたりは記載されたほうが良いのではないのでしょうか。
- 事務局 児童館内で事故があった場合は保険の対象になるということですから、通常の来館者と同様ということになります。
- 委員 児童館に来る、又は帰る時は保険の対象にならないということでしょうか。
- 事務局 そうなります。保護者向けの手紙にも注意書きとして記載するのですが、通常児童館を利用する場合でも、子ども達が来館する、又は帰る道中は自己責任になります、ということをお伝えしています。
- 会長 いろいろご意見いただきましたが、みなさんが懸念されることも、もつともだと思えます。今までは一度帰宅して、児童館に行くことを保護者が確認できるということが前提となっていたのですが、登録票を出すだけになるので、いつ行っているかわからない、ということもあるということですね。
- 事務局 登録票は年度に一度、提出して頂くのですが、利用する日にも直接来館利用届けを、保護者が記入し、提出することになっています。
- 会長 それなら安心できると思います。その上で、先ほどの不審者情報などのご懸念もあると思いますので、先ほど委員からもご質問があったように、試行的に行った結果、実施の可否については、子ども・子育て会議のみなさんのご意見も伺ったほうがよろしいかと思います。ご検討よろしく願いいたします。

## (2) 子ども・若者に関する施策検討懇談会報告書の提出について

- 会長 それでは、報告事項2について事務局よりご説明をお願いいたします。
- 事務局 (報告資料1の説明)
- 会長 ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いします。
- この資料は今日は回収するということで、よろしいでしょうか。
- 事務局 確定しましたら、あらためてご報告いたします。

## 4 その他

- 会長 最後に、その他について事務局からお願いいたします。
- 事務局 幼児教育保育の無償化について、たま広報に案内の記事を載せて市民の皆様にご周知を図らせていただきました。

その中に認可外保育施設についての記載があります。認可外保育施設は、国の場合は都道府県に届け出をしていること、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けるのが本来のあるべき姿ですが、すべての施設がその証明書の交付を受けているわけではないので、5年間の猶予期間を持たせるというルールになっています。多摩市でも当初は、そのルールを踏襲しようと考えていましたが、認可保育所や地方裁量型の認可外保育施設と比べて一般的な認可外保育施設の事故の発生率が高く、質の確保が市民の皆様の不安材料となっています。そのため、国の基準より高い基準で対応する必要があると考えています。

具体的には市が施設を訪問し、改善点があれば指摘し、報告書を提出していただく。また、年一度の東京都の巡回相談に同行しながら、運営や施設に目を向けていく取り組みを行い、実態を把握していく必要があると考えています。

また、国基準より高い基準を設ける場合には、条例の改正の必要性も出てきますのでその点も含めて検討していこうと考えています。

○事務局 昨年6月に導入したスマートフォンのアプリ、「マチカゴ」について、来年6月末をもって終了するという連絡を事業者から頂きました。8月26日より事業者のHPでも公表されています。

○事務局 次回の日程についてですが、令和元年度第4回会議の日程は、11月6日(水)、301会議室での開催とさせていただきますのでよろしく願いいたします。突発的な召集が無い限り、現員での会議は本日が最後となります。3年間、ありがとうございました。

～～子ども青少年部長より、お礼の挨拶～～

～～各委員から一言ずつ挨拶～～

○会長 それでは、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。

以上